

# 誓約書

文部科学省共済組合貸付規程第7条第4項に基づき、5年以内に住宅を建築することを誓約致します。

なお、誓約に反したときは貸付金の残額及び利息の弁済を命ぜられてもこれに従い、その弁済に何等異議の申立を致しません。

平成 年 月 日

文部科学省共済組合

支部長 殿

[借受人]  
所 属

住 所

氏 名

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。